

新宿区教育委員会会議録

平成24年第8回定例会

平成24年8月3日

新宿区教育委員会

平成24年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成24年8月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時38分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委員長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 査 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	調 整 主	

議事日程

議案

- 日程第1 議案第29号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第30号 平成25年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第3 議案第31号 平成25年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第4 議案第32号 平成25年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び
中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書
及び一般図書の採択について
- 日程第5 議案第33号 教育財産の用途変更及び用途廃止について

報告

- 1 区立幼稚園のあり方の見直しについて（学校運営課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○熊谷委員長 それでは、ただいまから平成24年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には、松尾委員がまだ来られておりませんが、出席の予定ということになっておりますし、その他は全員出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎ 議案第29号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則の一部を改正する規則

◎ 議案第30号 平成25年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 議案第31号 平成25年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 議案第32号 平成25年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び
中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び
一般図書の採択について

◎ 議案第33号 教育財産の用途変更及び用途廃止について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第29号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則の一部を改正する規則」「日程第2 議案第30号 平成25年度使用新宿区立小学
校教科用図書の採択について」「日程第3 議案第31号 平成25年度使用新宿区立中学校教
科用図書の採択について」「日程第4 議案第32号 平成25年度新宿区立特別支援学校並び
に新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一
般図書の採択について」「日程第5 議案第33号 教育財産の用途変更及び用途廃止につい
て」を議題といたします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 初めに、議案第29号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部の施
行期日を決める規則の一部を改正する規則について、御説明をいたします。

この規則は、第7回定例会において決定いただき、公布いたしました新宿区立幼稚園条例
の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則、平成24年新宿区教育委員会規則第10

号の新宿区立東戸山幼稚園を仮園舎で運営するための位置の変更の記述、平成24年9月1日を平成24年10月1日に改正するものです。これは、その後の工事の影響により、改める必要が生じたためでございます。

続きまして、議案第30号 平成25年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について及び議案第31号 平成25年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について、御説明をさせていただきます。

この議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、区立小学校教科用図書及び区立中学校教科用図書を採択する必要があるためです。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされています。そして、この政令で定める期間は、同法施行令第14条で4年と定められています。

小学校教科用図書については、平成22年度に、使用する教科用図書について採択替えを行いましたので、平成26年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するということになっております。議案第30号は、平成22年度採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧になっております。

中学校教科用図書については、昨年度、使用する教科用図書について採択替えを行いましたので、平成27年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するということになっております。議案第31号は、昨年度採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧になっております。

続いて、議案第32号について御説明をいたします。

提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、文部科学省著作教科書及び一般図書を採択する必要があるためです。これにつきましては、7月25日に文部科学省著作教科書及び一般図書審議委員会から、教育委員会あてに答申が出されております。

詳細については、教育指導課長より御説明をいたします。

○教育指導課長 それでは、文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について御説明申し上げます。

結論から申し上げますと、文部科学省著作教科書については、文部科学省から毎年出される教科書目録記載の知的障害者用すべてを、一般図書については、議案第30号及び第31号で

採択いただきます教科用図書の拡大版一般図書と、東京都教育委員会から出された平成25年度用特別支援教育教科書調査研究資料に記載された図書のすべての採択をお願いいたします。

お手元の第32号の資料の3枚目及び4枚目の裏面が、文部科学省著作教科書の一覧でございます。5枚目以降、ページが振られています。5ページから258ページまでの資料が、東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧でございます。その後ろについている資料が、小・中学校それぞれで採択する教科用図書の拡大版一般図書の一覧でございます。

各学校が使用する一般図書については、各学校に対し事前に希望調査を行いました。都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はございませんでしたので、調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はございませんでした。

そこで、審議委員会では、都の調査研究資料に記載された図書についてのみ審議いたしまして、そのすべてについて使用が適当であるとの答申をいただいております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育調整課長 続きます。議案第33号 教育財産の用途変更及び用途廃止について、御説明をさせていただきます。

これは第29号議案で移転日の変更をお願いしている、東戸山幼稚園舎の用途変更と廃止についてでございます。

議案の裏面をごらんください。

教育財産の用途変更です。

物件の名称は、新宿区立東戸山幼稚園。所在地は、東京都新宿区戸山2-34-101。種別は、建物です。

用途変更の内容は、幼稚園施設から旧幼稚園施設へ用途変更をするものです。

変更年月日は、平成24年10月1日。

用途変更後の名称は、旧新宿区立東戸山幼稚園です。

用途変更の理由ですが、東京都は、都営住宅耐震化整備プログラムにより、平成24年10月から約8カ月間にわたり、東戸山幼稚園が設置されております都営戸山ハイツアパート34・35号棟の耐震工事を行う予定です。こうした経緯から、工事に伴う騒音、資材搬出入を含む各種作業、工事車両の進入等により、現行園舎の使用が不可能となることから、新宿区は、着工以降も幼稚園教育活動を円滑に実施するために、隣地であります東戸山小学校校庭内に、リース物件による新園舎を設置して、東戸山を移転することになっております。

なお、東戸山幼稚園の私立子ども園化に伴い、現行園舎において幼稚園を再開することは

ないことから、幼稚園舎から旧幼稚園舎へ用途を変更いたします。

続きまして、2の教育財産の用途廃止です。

物件の名称は、旧新宿区立東戸山幼稚園。

用途廃止年月日は、平成25年4月1日。

区長への引き継ぎ年月日は、平成25年4月1日。同日でございます。

用途の廃止の理由ですが、旧東戸山幼稚園（「旧幼稚園施設」）は、子ども園化改修工事が着手に当たり、区長部局に引き継ぎ、子ども家庭部へ所管がえすることが必要になり、このため教育財産として用途を廃止するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

議案第29号について御意見、御質問がありましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

新宿区立幼稚園条例の改正にかかる規則の一部の改正ですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

特にないようでございますので、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

議案第29号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第29号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第30号について御意見、御質問をお伺いしたいと思いますので、御発言をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

議案第30号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第30号は原案のとおり決定をさせていただきます。

次に、議案第31号について御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

議案第31号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第31号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第32号、御意見、御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

これについても特に御発言がないようでございますので、議案第32号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第32号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第33号について御意見、御質問を、どうぞ御発言をお願いいたします。

教育財産の用途変更及び廃止についてでございます。

よろしいでしょうか。

これについては、また工事の進捗状況で、期日が変更ということはもうないというように。よろしいですか。

○学校運営課長 もうこれで決定ということです。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ということでございますので、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

議案第33号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第33号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告1 区立幼稚園のあり方の見直しについて

◆ 報告2 その他

○熊谷委員長 引き続きまして、事務局からの報告をお受けいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

よろしくお願いたします。

○学校運営課長 それでは、区立幼稚園のあり方の見直しについてでございます。

まず、資料といたしましては、概要が2枚、それからその後に区立幼稚園のあり方の見直し方針（案）ということで本編がございます。

概要に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、区立幼稚園のあり方の見直しでございますが、これにつきましては第二次実行計画において、今後の定員充足率の見通しから適正な園数の検討を行い、平成27年度までに5園を廃止、3園を子ども園化し、存続する区立幼稚園を10園とすることとしたところでございます。

これに基づきまして、本年4月から区立幼稚園のあり方検討会及び部会において検討を重ねてまいりまして、このたび「区立幼稚園のあり方の見直し方針（案）」を取りまとめたものでございます。

方針（案）の決定後でございますが、廃止対象園の保護者への説明会、引き続き地域への説明会を行い、意見を集約した上で、最終的に「区立幼稚園のあり方の見直し方針」として決定するものでございます。

Iの方針（案）の概要でございます。これは本編と見比べながらごらんいただければと思いますが、まず見直しの目的でございます。

(1) 休園・休学級が生じている現状を踏まえ、地域バランスに配慮しつつ区立幼稚園を適正に配置し、私立幼稚園及び子ども園と合わせた保護者の選択の幅をさらに広げることを目指すものでございます。また、区立幼稚園を適正な園数にすることによりまして、存続する区立幼稚園の各学級において、効果的な集団保育及び幼稚園運営の実施が可能な一定の園児数を確保するのが目的でございます。

見直しの対象につきましては、現在存続しております区立幼稚園23園から、休園中の6園と平成26年に子ども園化する東戸山幼稚園1園を除いた16園を見直しの対象としてございます。

検討の手順といたしましては、区内を6地区に分けて、各地区の需要数予測から適正な園数を試算したものでございます。落合地区から、最後、四谷地区まで6地区に分けてございまして、現在の園数、それから適正な園数、これは試算によるものでございます。差し引きしますと、落合地区がマイナス1園、戸塚・大久保地区がマイナス2園、牛込A地区がマイナス1園、牛込B地区がマイナス1園、淀橋・四谷地区はゼロ園でございます。

これにつきましては、本編の4ページにも詳しく試算の方法が出てございますので、ごらんいただければと思います。

さらに、各園について3つの検討項目、適正な園児数の確保、それから3歳児学級の設置、地域バランスによる検討を行ったということで、これにつきましても3つの検討項目につきましては本編の5ページに出てございます。

おめくりいただきまして、裏面でございます。

検討結果でございます。

検討の結果、廃止対象園は、戸塚第一幼稚園、大久保幼稚園、余丁町幼稚園及び早稲田幼稚園の4園とすることとした。残る12園は存続するが、このうち1園については27年度に子ども園化する予定であるということでございます。

検討結果でございますが、落合地区でございます。落合地区につきましては、現在、落合第三、落合第四幼稚園があるわけですが、本編の資料の2の地図を見ていただきますと、ここはどちらかを廃止いたしましても、非常に空白地域が広がるということでございまして、存続をすべきであるという結論でございます。したがって、現状の2園を維持するというところでございます。

2番目の戸塚・大久保地区でございます。ここは戸塚一、戸塚二、西戸山、戸山、大久保の各幼稚園がございます。そのうち、戸塚第一幼稚園につきましては、3年保育を実施するための保育室数が確保できませんので、廃止対象園とするものでございます。また、大久保幼稚園につきましては、大久保幼稚園の近くに開設予定の大久保第二子ども園において、4・5歳児の短時間保育の枠が一定数予定をされてございます。また、通園範囲が大きく重なってございます戸山幼稚園が、3年保育を実施した場合に定員充足率の向上が期待できることから、大久保を廃止対象園とするものでございます。

続きまして、牛込A地区でございます。ここは津久戸、市谷、鶴巻、早稲田の幼稚園がございます。津久戸幼稚園につきましては、ここを廃止いたしますと、資料2を見ていただければと存じますが、非常に空白地域が広く存在することになる。また、周辺に幼児施設も少ない理由から、津久戸幼稚園は存続するというものでございます。その他の3園について、地域バランスの観点から検討したところでございます。市谷、鶴巻、早稲田でございますが、早稲田幼稚園が早稲田南町地区の区営住宅の跡活用、併設の保育園は子ども園化を予定ということでございますが、これを検討する場所に最も近接をしております。そのことから、早稲田幼稚園を廃止対象園とするものでございます。

続きまして、牛込B地区でございます。ここは余丁町と牛込仲之幼稚園でございます。これにつきましては、余丁町幼稚園が3年保育を実施するための保育室数が確保できないところから、廃止対象園とするものでございます。

淀橋地区、四谷地区につきましては、現状の1園及び2園を維持するというものでございます。

続きまして、廃止等の時期でございますが、区立幼稚園の廃止につきましては、在園児の卒園後に行うことといたしまして、在園児を別の園に転園させることは行わないというものでございます。したがって、廃止対象園の4歳児学級（戸塚第一幼稚園、余丁町幼稚園）及び3歳児学級（大久保幼稚園）の募集停止時期は、統一して26年度に行うことといたします。このため、戸塚第一幼稚園、余丁町幼稚園は平成26年度末、大久保幼稚園は平成27年度末に廃止することといたします。

これにつきましては、本編の15ページにも記載がしてございます。

なお、早稲田幼稚園の廃止時期でございますが、早稲田南町地区の区営住宅再編後の跡活用の検討結果を踏まえて、時期を判断したいと考えてございます。

大きなII番、今後の進め方でございますが、本日、8月3日に政策経営会議とこの教育委員会。その後、9月上旬におきまして、廃止対象園における保護者向け、あるいは廃止対象園の地域にある特別出張所管内の地域において地域説明会を開催する予定でございます。議会には、9月12日、文教委員会に正式に報告をさせていただくというものでございます。これらの地域説明会等の御意見を受けまして、最終的に10月4日、もう一度、政策経営会議、教育委員会で方針を決定いたしまして、10月5日に文教委員会に報告し、10月中旬の「平成25年度園児募集案内」の配布の中に、廃止園名を記載して配布を開始するというものでございます。

雑駁ですが、以上で報告を終わります。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、報告1につきまして御意見、御質問をお伺いしたいと思いますので、御発言をお願いしたいと思います。

○菊池委員 早稲田幼稚園の廃止時期については、早稲田南町地区の区営住宅再編後の跡活用の検討結果を踏まえて判断するということではありますが、この今後の進め方（予定）では、まだタイムスケジュール的に、跡活用をどうするかはまだわからない。ということは、廃止という告示はするけれども、時期についてはまだわからないということなのではないでしょうか。も

しもその跡地の活用が、子ども園にならない場合には、何か齟齬が起きてしまうのではないかなという懸念があるものですから。

○**学校運営課長** 今の時点で、そういった事態になるということは考えてございませんので、私どもといたしましてはその跡活用、検討の中で、そういった幼稚園にかわる代替施設等が建設されるものと考えてございます。

○**菊池委員** わかりました。

○**熊谷委員長** よろしいですか。

○**菊池委員** はい。

○**熊谷委員長** ほかにございますでしょうか。いかがでしょうか。

○**羽原委員** 今までも意見は述べてきましたので、この個々の問題について云々ではなくて、初めて子どもを幼稚園に上げたり、子ども園に出したり、つまり教育の実態というものをほとんど、新宿区に住んでいても知らない親たちが初めて送り出すようなケースが非常に多い。その割に、この説明が、そのための説明ではない。行政の立場の論理化、正当化、ロジカルではあるが、やや理解しにくい。もう少し区民の目線で、初めて送り出す親たちにわかりやすい説明をということを僕は今まで申し上げた。しかし、それはほとんど反映されなかった。僕は、これは非常に行政の立場として残念だと思っているんです。

基本的に反対ではないけれども、どういう説明内容とするかということは、もう少し区民目線に立つ。これがないと、やはり統合とか合併とか、あるいは身辺にそういう不安感とかデメリットを生じるようなときには、あくまでも行政ベースで、行政的には要請はないという立場ではなくて、理解を呼び起こすような、説得力のある文章で対応すべきだと。今までそういう趣旨を言ってきましたが、まあ十分反映されなかった、反映させる機会がなかったということについて、行政の姿勢としては今後きちんとしていただきたい。これは申し上げておきます。

○**学校運営課長** 今、羽原委員から御意見をちょうだいいたしました。このあたりにつきましては、今後、保護者説明会に出てまいります。また、地域説明会にも出てまいります。その中で、当然廃止をするわけですから、その廃止をしたときの受け皿の園はどういった施設になるのかといったことも含めまして、丁寧に御説明をする中で御理解を得てまいりたいというように考えてございます。

○**羽原委員** 言わないつもりで来たんだけど、一言、言っておきたいと思ったのは、今の菊池委員の質問に対する説明で、そういう不安は抱いていないということはわかったけれど

も、それは行政の立場ではわかっているということであって、今の説明をもし保護者を集めたところでやったとしても、一般の区民は今の説明ではわからないですよ。ですから、そういう不安を招く、デメリットを感じさせるということのないような、こういうことではあるが、時期については明言できないならできない、しかし内容的にはこうしたい、またできる可能性があるというぐらいのことを、もう少し具体的な固有名詞を入れて説明するぐらいの、そういう親切さが必要だということを僕は言っている。

今の説明にきちんと具体的に答えているのなら、僕は蒸し返して、この報告書がよろしくないということは言うつもりはなかったんだけど、そういう説明はよくない。これをよく心に感じてほしいと思います。そういうことなんです。ちょっと僕は怒っているんですよ。

○次長 ただいま、冒頭の質疑の中での説明の仕方というところでございます。確かにその辺の今、区営住宅の再編の跡活用の検討次第という御質問でございましたので、具体的にはそこには保育園が含まれている。保育園の再編の中で、保育園がある以上、それは子ども園化という流れになりますので、当然そういった流れの中で我々は考えているという説明になるかと思っておりますので、その辺は十分、具体的な説明をするよう心がけてまいりたいと思っております。

○熊谷委員長 羽原委員、よろしいでしょうか。

○羽原委員 せめて今の説明のようにやってほしいものです。

○熊谷委員長 ほかに御発言ございますか。

○白井委員 この件に関しては、今まで私の意見としては言ってきたつもりです。やはり今、現状の幼稚園に通っている方への影響がないという方向での検討はされているようだけれども、廃園対象となる地域でこれから幼稚園児となる方はいるわけですから、やはりその辺の方たちへの対応というのを、地域説明会の中ではお話ししていただきたいということと、幼児教育については、教育委員会でもいろいろと検討してきて、どういう保育のあり方がいいかということも検討してきています。今回、なぜ適正な園数にするのかということ、ここで1行で「効果的な集団保育及び幼稚園運営の実施が可能な一定の園児数」というような書き方になっていますけれども、新宿が考えている集団保育のあり方ということもきちんと御説明した上で、こういう政策をとっていますということをお話ししていただきたいと思っております。

○熊谷委員長 いかがでしょうか。

○学校運営課長 その辺につきましては、本編の2ページに、幼稚園において効果的な集団保

育を実施するには1学級20人程度の園児の確保が必要とされているということで、そこが今現状では20%程度にとどまっているという中で、集団的な保育の中のいわゆる教育環境の充実が図られるべきといったところから、御説明を丁寧にさせていただきたいと考えてございます。

○熊谷委員長 いかがでしょうか。

私から今、委員の先生方のお話を聞いていると、2つ内容があって、この区立幼稚園のあり方の見直しの方針（案）についても、まだもう少し区民にわかりやすい書きぶりがあるのもいいかなというような御意見で、それにはまだ10月4日までしばらく時間的な余裕があるので、その間に特に羽原委員の趣旨や白井委員の趣旨を踏まえて、この方針の内容についても一度再検討していただきたいという御意見と、それからこれをもとに現地で実際の説明をする際に、やはりこの方針（案）だけでは書き切れないようないろいろな部分があるので、住民の皆さんに対してそれなりに、十分にわかりやすく説明するという、この2つのことを多分、御意見として述べられたのではないかとこのように私は思いますので、今後、地域の方への説明のときに十分しますというだけでなく、この案についてももう一度見直して、修正すべきところがあれば御検討いただけたらと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。もうこれでいけますか。

○次長 1点目のこの方針（案）につきましては、冒頭ございましたけれども、政策経営会議等一定の手続を踏んでおります。確かに今、委員のほうから御意見いただきましたので、最終的な方針のところ、その辺については盛り込ませていただくということと、委員長の後段の説明の仕方の部分についても、今御意見いただきましたので、その辺は想定質問をつくって、しっかり答えられるようにして行うということで、今回についてはこの方針（案）はこのままでやらせていただいて、最終的に10月にかかる段階で、その辺は若干修正させていただくということで、お願いいたしたいと思います。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

委員の方々、よろしいでしょうか、そういうことで。

ありがとうございました。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

では、特にないようでございますので、報告1の質疑については終了とさせていただきます。

次に、本日の日程で、報告2、その他となっておりますが、事務局から報告事項はござい

ますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○熊谷委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会とさせていただきます。

ありがとうございます。

午後 2時38分閉会